

# 弁護士報酬基準

横浜綜合法律事務所

平成16年4月1日施行

当事務所の弁護士報酬基準は、以下に定めるとおりです。

当基準に定める額に、別途消費税相当額が加算されます。

## 第1章 総則

### 第1節 弁護士報酬の種類と定義

第1条 当事務所の弁護士報酬の種類及びその定義は以下のとおりである。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

## 第2節 弁護士報酬の支払時期

第2条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに支払いを受ける。ただし、弁護士は依頼者との協議により、支払方法を定め、それに従って、支払いを受けることもできる。

第3条 第2条以外のその他の弁護士報酬は、弁護士報酬基準に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

## 第3節 事件等の個数等

第4条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

第5条 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第6条 次の各号の1に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、第2章ないし第7章及び第9章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

- 1 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
- 2 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の1部が共通であるとき。

第7条 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の1に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

- 1 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
- 2 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、

かつその事情を依頼者が認めたとき。

第8条 弁護士報酬基準に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

## 第2章 法律相談料等

第9条 法律相談料は、30分ごとに5,000円（税別）以上2万5,000円（税別）以下とする。

第10条 書面による鑑定料は、20万円（税別）以上30万円（税別）以下とする。ただし、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、依頼者との協議のうえ、本条に定める額を超える鑑定料の支払を受けることができる。

### 第3章 民事事件の着手金および報酬金

#### 第1節 民事事件の着手金および報酬金の算定の基準

第11条 民事事件の着手金は事件の対象の経済的利益の額を、報酬金は事件処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定する。経済的利益の額は、別表1のとおり算定する。

#### 第2節 訴訟事件等の着手金および報酬金の算定の方法

第12条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件、労働審判事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	8%	16%
300万円超～ 3,000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3,000万円超～ 3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円超の場合	2%+369万円	4%+738万円

第13条 第12条の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

第13条の2 労働審判事件の着手金及び報酬金は、第12条及び第13条の規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

第14条 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

第15条 前3条の着手金は、10万円（税別）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万円（税別）以下に減額することができる。

#### 第3節 調停事件及び示談交渉事件

第16条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及

び弁護士会が主宰する「あっせん・仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、それぞれ第12条及び第13条又は第30条及び第31条の各規定に準ずる。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

第17条 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第12条及び第13条又は第30条及び第31条の各規定により算定された額の2分の1とする。

第18条 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、第12条及び第13条又は第30条及び第31条の各規定により算定された額の2分の1とする。

第19条 前3条の着手金は、10万円（本章第6節の規定を準用するときは、5万円）（税別）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万円（本章第6節の規定を準用するときは5万円）（税別）以下に減額することができる。

#### 第4節 契約締結交渉

第20条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	2%	4%
300万円超～ 3,000万円以下の場合	1%+3万円	2%+6万円
3,000万円超～ 3億円以下の場合	0.5%+18万円	1%+36万円
3億円超の場合	0.3%+78万円	0.6%+56万円

第21条 第20条の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

第22条 前2条の着手金は、10万円（税別）を最低額とする。

第23条 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

#### 第5節 督促手続事件

第24条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金（税別）
300万円以下の場合	2%
300万円超～3,000万円以下の場合	1%+3万円
3,000万円超～3億円以下の場合	0.5%+18万円
3億円超の場合	0.3%+78万円

第25条 第24条の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

第26条 前2条の着手金は、5万円（税別）を最低額とする。

第27条 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、本章第2節又は第6節の規定により算定された額と前3条の規定により算定された額との差額とする。

第28条 督促手続事件の報酬金は、本章第2節または第6節の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

第29条 第28条の回収のため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、第24条ないし第28条の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として本章第2節の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として本章同節の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

#### 第6節 手形、小切手訴訟事件

第30条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	4%	8%
300万円超～ 3,000万円以下の場合	2.5%+ 45,000円	5%+9万円
3,000万円超～ 3億円以下の場合	1.5%+ 34万5,000円	3%+69万円
3億円超の場合	1%+ 184万5,000円	2%+369万円

第31条 第30条の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

第32条 前2条の着手金は、5万円（税別）を最低額とする。

第33条 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、本章第2節の規定により算定された額と前3条により算定された額との差額とし、その報酬金は、本章第2節の規定を準用する。

## 第7節 離婚事件

第34条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金（税別）
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ30万円以上 50万円以下
離婚訴訟事件	それぞれ40万円以上 60万円以下

第35条 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、第34条の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。

第36条 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第34条の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。



第37条 前3条において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、本章第2節又は第3節の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

第38条 前各条の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

#### 第8節 境界に関する事件

第39条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金（税別）	それぞれ40万円以上60万円以下
--------------	------------------

第40条 第39条の着手金及び報酬金は、本章第2節の規定により算定された着手金及び報酬金の額が第39条の額を上回るときは、本章第2節の規定による。

第41条 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第39条の規定による額又は第40条の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

第42条 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第39条の規定による額又は第40条の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。

第43条 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第39条の規定による額又は

第40条の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

第44条 前各条の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

#### 第9節 借地非訟事件

第45条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金（税別）
5,000万円以下の場合	30万円以上50万円以下
5,000万円超の場合	0.5%+30万円～50万円以下

第46条 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

- 1 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、本章第2節の規定により算定された額
- 2 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、本章第2節の規定により算定された額

第47条 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第45条の規定による額又は46条の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

第48条 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第45条の規定による額の2分の1とする。

第49条 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第45条の規定による額の2分の1とする。

#### 第10節 保全命令申立事件等

第50条 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、本章第2節の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、本章第2節の規定により算定された額の3分の2とする。

第51条 第50条の事件が重大又は複雑であるときは、本章第2節の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、本章第2節の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。

第52条 第50条の手続のみにより本案の目的を達したときは、第51条の規定にかかわらず、本章第2節の規定に準じて報酬金を受けることができる。

第53条 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、第56条及び第57条の規定を準用する。

第54条 第50条の着手金及び第51条の報酬金並びに第53条の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

第55条 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円（税別）を最低額とする。

## 第11節 民事執行事件等

第56条 民事執行事件の着手金は、本章第2節の規定により算定された額の2分の1とする。

第57条 民事執行事件の報酬金は、本章第2節の規定により算定された額の4分の1とする。

第58条 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は本章第2節の規定により算定された額の3分の1とする。

第59条 執行停止事件の着手金は、本章第2節の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、本章第2節の規定により算定された額の3分の1とする。

第60条 第59条の事件が重大又は複雑なときは、本章第2節の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けすることができる。

第61条 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円（税別）を最低額とする。

## 第12節 倒産整理事件

第62条 破産、和議、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件（ただし、個人の非事業者で、第15節が適用される場合を除く。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、上記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、上記着手金に含まれる。

1 事業者の自己破産事件	50万円（税別）以上
2 非事業者の自己破産事件	20万円（税別）以上
3 自己破産以外の破産事件	50万円（税別）以上
4 会社整理事件	100万円（税別）以上
5 特別清算事件	100万円（税別）以上

6 会社更生事件 200万円（税別）以上

第63条 第62条の各事件の報酬金は、本章第2節の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、第62条第1号及び第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。

第64条 自己破産申立事件を受けないで免責申立（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第62条第2号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については第62条の規定を準用する。

#### 第13節 任意整理事件

第65条 第62条に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。ただし、個人の非事業者で、第15節が適用される場合を除く。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

- 1 事業者の任意整理事件 50万円（税別）以上
- 2 非事業者の任意整理事件 20万円（税別）以上

第66条 第65条の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

- 1 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

配当原資額	報酬（税別）
500万円以下の場合	15%
500万円超～1,000万円以下の場合	10%+25万円
1,000万円超～5,000万円以下の場合	8%+45万円

5,000万円超～1億円以下の場合	6%+145万円
1億円超の場合	5%+245万円

2 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

配当原資額	報酬（税別）
5,000万円以下の場合	3%
5,000万円超～1億円以下の場合	2%+50万円
1億円超の場合	1%+150万円

第67条 第65条の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第63条の規定を準用する。

第68条 第65条の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2条に定めるほか、本章第2節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

#### 第14節 民事再生事件

第69条 民事再生事件（ただし、多重債務事件で、給与所得再生、小規模個人再生手続を除く。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、上記着手金に含まれる。

- 1 事業者の民事再生事件 100万円（税別）以上
- 2 非事業者の民事再生事件 30万円（税別）以上

第70条 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。

第71条 民事再生事件の報酬金は、本章第2節の規定を準用する。この場合

の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前条の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。ただし、報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを受けることができる。

第72条 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は、第69条第2号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は第71条の規定を準用する。

## 第15節 非事業者個人の多重債務事件

### 第73条 本節の適用範囲

本節は、非事業者（ただし、事業者であっても個人事業の性格が強く、もしくは、零細事業であり、かつ、経営形態や規模等の事情からすれば、非事業者の債務整理事件として処理することが適切であるとみられる場合を含む。）の個人の多重債務事件で、下記の範囲のものに適用される。

任意整理事件にあつては、債務総額が1,000万円以下で、かつ1件の債務額が50万円以下の場合。ただし、前記の範囲外であっても、内容が単純であり、整理が比較的容易と認められるときには、本節を適用することができる。

個人再生手続にあつては、給与所得再生、小規模個人再生手続。

### 第74条 任意整理

#### 1 着手金

2万円（税別）×債権者数。ただし最低着手金を5万円（税別）とする。  
なお、同一債権者でも別支店の場合は別債権者として債権者数を計算する。

#### 2 報酬金

1債権者について、2万円（税別）に下記金額を加算した金額を上限とする。個々の債権者と和解が成立する都度、当該債権者に対する報酬金を請

求することができる。

- (1) 当該債権者主張の請求金額と和解金額との差額の10%相当額(税別)
  - (2) 交渉によって過払金の返還を受けたときは、当該債権者主張の請求金額の10%相当額と受領した過払金の20%相当額の合計額(税別)
- 3 分割弁済金代理送付手数料
- 任意弁済の分割弁済金の支払いを代行する場合、金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,000円(税別)を上限とする。
- 4 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。

#### 第75条 自己破産(非事業者)

##### 1 着手金

- (1) 債務金額が1,000万円以下の場合  
債権者数に応じて、次の金額とする。

ア 10社以下	20万円(税別)以内
イ 11社から15社まで	25万円(税別)以内
ウ 16社以上	30万円(税別)以内
- (2) 債務金額が1,000万円を超える場合  
債権者数にかかわらず 40万円(税別)以内
- (3) 夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1人当たりの金額は、(1)については5万円(税別)を、(2)については10万円(税別)を各々減額した金額以内とする。会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。

##### 2 報酬金

免責決定が得られた場合にのみ、上記の着手金基準を上限として受領できる。



### 3 任意整理・個人再生から自己破産へ移行した場合

- (1) 意整理案の提示前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、自己破産の着手金のみ受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。
- (2) 任意整理案の提示後、任意整理完了前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、任意整理の着手金及び報酬金と別途に自己破産の着手金を受領できるものとする。ただし、自己破産に移行せざるを得なくなった事情に応じて、着手金の相当額を減額することができる。
- (3) 個人再生の委任を受けたが再生計画の認可決定が得られず自己破産をあらためて申し立てざるを得なくなったときは、個人再生の着手金と別途に自己破産の着手金を受領できるものとする。ただし、事情に応じて、着手金の相当額を減額することができる。

## 第76条 個人再生

### 1 着手金

- (1) 住宅資金特別条項がない場合      30万円（税別）以内
- (2) 住宅資金特別条項がある場合      40万円（税別）以内

### 2 報酬金

再生計画の認可決定が得られた場合にのみ、債権者数に応じて、次の金額とする。ただし、事案が複雑な場合には各10万円を限度として加算することができる。かっこ内は事案が複雑な場合の上限金額を示す。

- (1) 10社以下      30万円以内（40万円以内）（税別）
- (2) 11から20社まで      40万円以内（50万円以内）（税別）
- (3) 21社以上      50万円以内（60万円以内）（税別）

ただし、月額報酬を受領した場合は、上記の報酬金額から受領済みの月額報酬を控除した残額のみを報酬金とする。

### 3 再生計画履行代行手数料

再生計画の履行を代行する場合、金融機関への送金手数料を含め1件1回1,000円(税別)を上限とする。

- 4 民事再生の申立をしたが再生計画の許可が得られず、自己破産へ移行した場合は、別途に自己破産の着手金を受領できるものとする。ただし、自己破産に移行せざるを得なくなった事情に応じて、着手金の相当額を減額することができる。

#### 第77条 訴訟の提起、調停の申立、応訴等における報酬

- 1 債権者に対し過払金返還請求、慰謝料請求訴訟等を提起し、債務弁済調停等を申し立て、差押・仮差押に対抗するための提訴・申立等を行う場合は、通常の事件として本報酬基準を適用する。

- 2 債権者からの提訴に応訴する場合

- (1) 実質的な争いを伴わない場合は、着手金、報酬金に代えて日当として裁判所への出頭1回につき1万円(税別)以内を受領することができる。ただし、1債権者についての日当の合計上限は3万円(税別)とする。

なお、裁判所が遠隔地の場合は、本報酬基準に定める日当相当額を、着手金、報酬金に代わる日当として、受領することができる。

- (2) 実質的に争う場合は、上記1と同様、通常の事件として本報酬基準を適用する。

#### 第78条 日当

自己破産手続又は個人再生手続に当たり、申立裁判所が遠隔地の場合、申立裁判所への出頭1回につき2万円(税別)以内の日当を受領することができる。

#### 第16節 行政上の不服申立事件

第79条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、本章第2節の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金

は、本章第2節の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審査又は口頭審理等を経たときは、本章第2節に規定を準用する。

第80条 第79条の着手金は、10万円（税別）を最低額とする。

### 第17節 任意後見及び財産管理・身上監護

第81条 任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとする。

- 1 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、第6章第92条第2項の法律関係調査に関する規定を準用する。
- 2 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとし、その額は次表のとおりとする。ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定の定めにより算定された弁護士報酬を受ける。

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額5,000円から5万円の範囲内の額（税別）
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万円から10万円の範囲内の額（税別）

- 3 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料は、1回あたり5,000円（税別）から3万円（税別）の範囲内の額とする。

刑事事件及び少年事件の着手金および報酬金

第82条 刑事事件の着手金は次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金（税別）
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	30万円以上50万円以下
起訴前の上記以外の事件	50万円以上100万円以下
起訴後の上記以外の事件及び再審事件	50万円以上200万円以下
再審請求事件	50万円以上200万円以下

本条の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。

第83条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金（税別）
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	30万円以上50万円以下
		求略式命令	結果が不起訴となったときの額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	結果が刑の執行猶予となったときの額を超えない額

事案簡明な事件以外の 刑事事件	起訴前	不起訴	50万円以上100万円以下
		求略式命令	50万円以上100万円以下
	起訴後 (再審 事件を 含む。)	無罪	60万円以上200万円以下
		刑の執行猶予	50万円以上200万円以下
		求刑された刑が 軽減された場合	軽減の程度による相 当な額
		検察官上訴が棄 却された場合	50万円以上200万円以下
再審請求事件		50万円以上200万円以下	

本条の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

#### 第84条 刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等

- 1 起訴前に受任した事件が起訴（略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第82条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。
- 2 刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、第82条及び第83条の着手金および報酬金の規定にかかわらず、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することが

できる。

#### 第85条 検察官の上訴取下げ等

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第83条の報酬金の規定を準用する。

#### 第86条 保釈等

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金および報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件または被告事件の着手金および報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

#### 第87条 仮釈放、仮出獄、恩赦等

仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続きの着手金は、1件につき10万円（税別）以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けすることができる。

#### 第88条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）

の着手金は次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金（税別）
家庭裁判所送致前及び送致後	それぞれ30万円以上50万円以下
抗告、再抗告及び保護処分の取消	それぞれ30万円以上50万円以下

#### 第89条 少年事件の報酬金は次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金（税別）
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円以上100万円以下
その他	30万円以上50万円以下

第90条 弁護士は、着手金および報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手間の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と

の協議のうえ、事件の重大性等により、前2条の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第91条 少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合、次項のとおりとする。

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、第88条ないし第90条の規定にかかわらず、上告審等の着手金および報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、第4章の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

#### 第4章 犯罪被害者支援事件に関する着手金および報酬金

第91条の2 犯罪被害者参加制度を利用した直接参加型被害者支援事件の着手金は、1件につき20万円（税別）以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第91条の3 前条以外の被害者支援事件（告訴・告発（被害届を含む。）、検察審査会申立、事情聴取同行、法廷傍聴付添（証人尋問・意見陳述援助を含む。）・少年審判傍聴付添、少年審判状況説明の申出と状況説明聴取、刑事手続きにおける和解の交渉（示談交渉を含む。）、犯罪被害者等給付金の申請、報道機関への対応・折衝等）の着手金は、1件につき10万円（税別）以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。



## 第6章 手数料

第92条 手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各項の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第3章1節の規定を準用する。

### 1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料 (税別)
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本	20万円に第3章第2節の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合 10万円
		300万円を超え3,000万円以下の場合 1%+7万円
		3,000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+22万円
		3億円を超える場合 0.3%+82万円
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第3章第3節又は第7節ないし第9節の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債	基本	5万円以上10万円以下

権届出	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額
簡易な家事審判 (家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		10万円以上20万円以下

## 2 裁判外の手数料

項目	分類		手数料 (税別)
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	基本		5万円以上20万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額
	交付手続		登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1,000円とする 但し、同一申請所への交付手続については2通目以降1通につき200円とする
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	10万円
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	20万円
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
	非定型	基本	300万円以下の場合 10万円

			300万円を超え3,000万円以下の場合 1%+7万円
			3,000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万円
			3億円を超える場合 0.1%+88万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する
内容証明郵便作成	基本		弁護士名の表示の有無を区別せず 3万円以上5万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額
遺言書作成	定型		10万円以上20万円以下
	非定型	基本	300万円以下の場合 20万円
			300万円を超え3,000万円以下の場合 1%+17万円
			3,000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+38万円

			3億円を超える場合 0.1%+98万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する
遺言執行	基本		300万円以下の場合 30万円
			300万円を超え3,000万円以下の場合 2%+24万円
			3,000万円を超え3億円以下の場合 1%+54万円
			3億円を超える場合 0.5%+204万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
		遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とする	

		<p>1,000万円以下の場合 4%</p> <p>1,000万円を超え2,000万円以下の場合 3%+10万円</p> <p>2,000万円を超え1億円以下の場合 2%+30万円</p> <p>1億円を超え2億円以下の場合 1%+130万円</p> <p>2億円を超え20億円以下の場合 0.5%+230万円</p> <p>20億円を超える場合 0.3%+630万円</p>
会社設立等以外の 登記等	申請手続	1件5万円 ただし、事案によっては、 弁護士と依頼者との協議に より、適性妥当な範囲内で 増減額することができる
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、 住民票等の交付手続は、 1通につき1,000円と する
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する 場合	50万円以上

<p>現物出資等証明  (商法第173条第2項第3号等及び有限  会社法第12条の2第3項等に基づく証明)</p>	<p>1件30万円  ただし、出資等にかかる不  動産価格及び調査の難易、  繁簡等を考慮して、弁護士  と依頼者との協議により、  適正妥当な範囲内で増減額  することができる</p>
<p>簡易な自賠償請求  (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者  による簡易な損害賠償請求)</p>	<p>次により算定された額  ただし、損害賠償請求権の  存否又はその額に争いがある  場合には、弁護士は、依  頼者との協議により適正妥  当な範囲内で増減額するこ  とができる</p> <p>給付金額が150万円以下  の場合  3万円</p> <p>給付金額が150万円を超  える場合  給付金額の2%</p>

## 第7章 時間制（タイムチャージ）

第93条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第6章及び第9章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

第94条 第93条の単価は、1時間ごとに1万円（税別）以上10万円（税別）以下とする。

第95条 弁護士は、依頼者との協議により、前2条に定める時間制に代えて、1回あたり1時間以上の出廷（電話会議を含む。）回数に、出廷日当を乗じた額を、弁護士報酬として受取ることができる。

第96条 第95条の出廷日当は、1万円（税別）以上10万円（税別）以下とする。ただし、出廷時間が1時間を越える場合には、依頼者と協議して別途定めることができる。

第97条 弁護士は、具体的な単価および出廷日当の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。

第98条 弁護士は、時間制または出廷日当により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

## 第8章 顧問料

第99条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額5万円（税別）以上
非事業者	年額6万円（月額5,000円）（税別）以上

第100条 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。

第101条 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員との法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払い等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。



## 第9章 日当

### 第102条 出張日当

- 1 出張日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万円（税別）以上5万円（税別）以下
1日（往復4時間を越える場合）	5万円（税別）以上10万円（税別）以下

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

別表 1

第 1 項 経済的利益—算定可能な場合

- 一 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 三 継続的給付債権は、債権総額の  $\frac{10}{7}$  の額。ただし、期間不定のものは、7 年分の額
- 四 賃料増減額請求事件は、増減額分の 7 年分の額
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の  $\frac{2}{1}$  の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の  $\frac{2}{1}$  の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の  $\frac{3}{1}$  の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の  $\frac{3}{1}$  の額を加算した額
- 八 地役権は、承役地の時価の  $\frac{2}{1}$  の額
- 九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第五号、第六号、第八号及び前号に準じた額
- 十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の  $\frac{3}{1}$  の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分

については、争いの対象となる財産又は持分の額

十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額

十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第一号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

## 第2項 経済的利益算定の特則

- 1 前項で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の1に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
  - 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
  - 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

## 第3項 経済的利益—算定不能な場合

- 1 第1項により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、

手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。